

令和4年度第1回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和4年5月19日(木)10時~11時30分

2 場 所 奈良県文化会館 集会室A・B

3 出席者【委員】10名(ほか随員1名)

【事務局等】12名

4 議 事

(1)いじめモニタリングシステムの進捗状況について

(2)奈良県はいじめ防止等の主な取組について

(3)事例検証から見えてくるいじめ防止対策の推進に必要な取組について

5 概 要

【会長】

本協議会はこれまで学校現場での取組およびそれを背後で支える対策について検討してきた。また、情報共有や意見交換を行ってきた。本協議会の目的は、各関係機関・団体が連携を強化しながら全体としていじめ対策に取り組むことである。

本日の議題は、3点である。まずA委員が取り組む「いじめモニタリングシステム」の進捗状況や課題についての報告。前回は、いじめの重大事態の事例分析を通していじめの認知の課題、同様の事態を防ぐためには何が必要かということ議論した。今回は、その課題に対してどのような取組が必要かについて議事2、3で議論したい。まず、事務局より「令和3年度いじめ対策連絡協議会の取組と今後の計画」について説明する。

【事務局】〔資料1に基づいて説明〕

前回、昨年8月に開催した令和3年度第1回いじめ対策連絡協議会での議題の1点目は、いじめモニタリングシステムの進捗状況についてである。2点目は、「重大事態から見えてくるいじめ対応のポイントについて」と題し、県内で起きた4例の重大事態について事例検討し意見交換をした。その中で見えてきたポイントを6点にまとめた。

1点目、複雑化するいじめ事象をどのように発見しどのように対応するのか。2点目、いじめを認知した際に、迅速に管理職に報告をすることが重要であること。3点目、校内委員会の設置など組織的に対応できているかということ。4点目、加害児童生徒への対応も重要であるということ。5点目、いじめの結果、長期間欠席している子をいかに学校に復帰できるように支援していくのかということ。6点目、保護者同士の関係修復には、第三者の活用が必要ではないかということ。そして、初期対応は極めて重要という意見をいただいた。令和4年2月の協議会は新型コロナウイルス感染症の拡大で開催は見送った。

本日の議題は、3点である。1点目は、A委員よりいじめモニタリングシステムの進捗状況についての報告。2点目は、奈良県はいじめ防止等の主な取組について、教育委員会等で行っている県の取組についての報告。3点目、前回から引き続いて重大事態の事例検証等から見えてくるいじめ防止対策の推進に必要な取組について議論し課題に対する必要な取組について、意見交換を深めていただきたい。

事前に委員の皆様から意見を照会したところ、多くの意見をいただいたので、ポイントを絞って議論していただきたい。しかし、今回限りで議論を終結させていくことが無理であれば次回の協議会で引き続き、別の観点で議論を進展させていただきたい。

【会長】

では、議事に入る。まず議題1、いじめモニタリングシステムについてA委員、報告をお願いする。

【A委員】〔資料2-1、2-2、2-3に基づいて説明〕

いじめモニタリングシステムには、いじめ防止対策推進法にあるように、いじめ対応最優先ということと責任の所在を明確にするという趣旨がある。このシステムに「担任などの気づき等」を入力することによって、いじめが早期に発見でき、管理職も含め校内ですぐに共有できることを目指している。全国的に、ごく一部のいじめ対応の力量が未熟な教員により問題が起きている。対応が不適切であった教員を懲戒する必要があるかという議論がいじめ防止対策推進法の改正議論の中で行われていた。このシステムを通じて、力量のある教員の知見が全員に行き渡るということを目指している。

いじめの芽も含めたあらゆる可能性を拾う過程が第一段階。その後の見守りによって、重大事態を招かない過程を第二段階として設定していく。過去には、「いじめのない学校」が目指されていたが、今は「いじめを見逃さない学校」「いじめ重大事態のない学校」を目指している。

今までも、先生方のあいだで、口頭での情報交換はされていたが、それをシステムに入力することによって、どの子が心配な状況なのか明示される。奈良県の「早期発見・早期対応マニュアル」をいじめの早期発見のポイントとして基本にして段階化した。いじめの出来事の具体的事実の把握が目的は難しいが、しんどい思いをしている子どもの状態への気づきが基本となっている。たくさんの早期発見のポイントを段階化し、いじめかもしれないという段階、多分いじめだろうという段階というような形にして対応していく。

「いじめ対応フローチャート（案）」をお示しし、検討いただいてきたが、いじめの可能性のある段階で、見守りと情報共有を開始する。いじめの可能性が大きくなった段階で、事例検討と記録を行う。いじめが深刻な可能性があれば、調査委員会等を立ち上げる、という共通理解が学校内でできる。前回の協議会で、項目の「職員室や保健室に行く」は、2段階目にはどうかと意見が出ていたが、「たびたび行く」ということで3段階目に入れている。このフローチャートが完成すれば、システムに先行して配布することが出来る。このシステムの試行的導入に関しては、事務局から説明いただく。

【事務局】

第1回協議会后に、協力者の先生方と検討会を開催した。五條市立北宇智小学校で先行実施をしている。昨年12月にA委員が学校を訪問し、いじめの対応について、このシステムの活用について、職員研修を実施し共通理解をした上で、3月上旬から全教員が実施している。

情報共有のフォームは学級別になっており、そのスプレッドシートを全教員に共有して状況を確認していた。学級別のフォームでは、複数のスプレッドシートを確認しなければならないという課題がでてきた。この結果を共有することで、教員がすぐに学校全体の状況を把握できるという利点があった。スプレッドシートから得た具体的な情報について会議でさらに掘り下げた内容を話し合うことができた。また複数の教員が記入することで、時系列のしっかりとした事案経過記録ができるという効果があった。そして、学校全体の情報を一つのスプレッドシートでも見るように変更した。それを今年度から活用する。

また、今年度から河合町立河合第一小学校、河合第二小学校の2校で実施していく。この学校は、学年が複数クラスある。学年ごとのフォームを作り、学年ごとで共有する。学校全体のフォーム、学年ごとのフォームと複数のフォームを作って調査を進めることで、どの形が一番進めやすいのか参考にしていきたい。今後、A委員にアプリ化（ダッシュボードによる一覧画面化）していただき、さらにスムーズに

なる。また誰かが記入するとアラートがつき、すぐを知ることができるようになる。

【B委員】

いじめの可能性があった時に、見守りと情報共有をしていく取組は、誰がどういう形で行うのか。いじめの発見が難しい先生に対して、何らかの対応が必要だと思うがどうか。

【A委員】

フローチャートはまだ初期案なので、実際に使用しながらご意見をいただき、改善していきたい。いじめの可能性があれば、気づいた教員がフォームに入力し始める。「これはいじめだ」と判断されれば事例検討に入るとい形になっている。一部、スキルが未熟な教員もいるが、そのような教員がすぐに力量形成するのは難しい。やはり教員同士の支え合いが大切だ。子どもたちを学校全体で見るといことが大切である。そして新任の段階で、しっかりといじめ対策についての研修をする必要もある。

【B委員】

担任1人で対応することが難しい場合、役割分担する必要がある。

【A委員】

自分が関わったケースでは、担任はいじめられた側に寄り添い、担任以外の教員がいじめをした側に教育的に関わるという分担を提案した。このシステムを導入することによって、かつて一部にあった「見守るとい形で放置していた」ことが今後はないような校内体制が構築できることを願っている。

【C委員】

保護者や児童生徒もアプリに入力するようなシステムとして開発していくのか。

【A委員】

そう願っている。将来的には、PTAとも相談しながら、保護者も気づきを入力できる形を目指している。(児童生徒のアンケート結果などとも統合していきたい)

【C委員】

このシステムが機能していくとデータに基づいた分析ができるようになり、非常に有意義だと思う。次の段階で児童生徒や保護者からの意見を集約できるシステムになればより精度を高めていける。いじめのアンケートとアプリが共有できれば作業効率がよくなる。

【A委員】

ご指摘の方向で開発を進めていきたい。今までのいじめ関係のアンケート結果とこのモニタリングのデータを総合的に蓄積できるデータベースを作成できるシステム構築を目指す。データの蓄積によって、予防実践や取組による効果があったかどうか、検証できるようになる。

【D委員】

主観的にいじめの判断をしがちなものが可視化され、教育的な経験値や価値観を度外視したシステムとなる。保護者目線でのチェックポイントと教員のチェックポイントは、また違うと思う。このフローチャートは、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも共有できるのか。

【A委員】

フローチャートの共有範囲は、教育委員会のご判断と思うが、なるべく広くお願いしたい。

保護者との連携も非常に大事なポイントと思っている。私が関わっていた事例では、学校から保護者への連絡が遅れるとこじれることがある。モニタリングシステムの入力の際に、「連絡は主に学校の方からしているか、家庭から来るか」という項目を入れており、学校からの連絡を促している。これは、私見の

みでなく、力量のある教員らも同意見だった。保護者から連絡をするのと、学校からの電話に添えて話すのとで、信頼感が異なる。早期に保護者へ連絡できているか、教員がセルフチェックできるようにしたい。いじめ対応が最優先で、ほかの仕事で後回しになってはいけない。

また、情報共有の範囲については、いじめ被害だけではなく虐待の可能性もあるので、例えば要保護児童対策地域協議会の中で共有するということもあり得る。学校で新たな活用方法を検討いただきたい。

【会長】

いじめモニタリングシステムは、いろいろな可能性と意義があるという意見をいただいた。次の議事に入る。事務局より奈良県のいじめ防止等の主な取組について報告をお願いします。

【事務局】〔資料3-1、3-2に基づいて説明〕

今年度は、いじめに関するアンケート調査とこころと生活等に関するアンケート調査を統合し、こころといじめのアンケートを実施する予定である。質問項目は、こころの領域に関して、生きる力、学校適応、情緒安定、学習意欲、発達傾向の5つの観点からはかられるように31問で構成されている。また、いじめの領域については、いじめ被害の有無・対応、いじめ被害時の気持ち、いじめ加害の有無・対応、いじめ加害時の気持ち、周りのいじめ被害の有無・対応、周りのいじめ被害時の気持ちをそれぞれ7問で確認する。結果は、学級ごとにまとめる予定である。学級の一覧表で、少し心配な状況になっていると項目が赤色になるのでわかりやすくなっている。また児童生徒ごとに注目すると多くの項目が赤色になっていれば要支援の児童生徒が特定できる形になっている。昨年度まで個票のレーダーチャートで可視化できていたが、今年度は質問項目を変えたので個票はない。来年度実施予定である。アンケート実施期間は、6月末から7月で小学校3年生以上の児童生徒はグーグルのフォームを活用して実施する。小学校1、2年生は、発達段階的に心の状態を自分で理解すること、それを的確に表現できることが難しいので、従来の質問紙調査を行う。アンケートの裏面には、自分の気持ちを天気マークの中から選択する欄と自由表記欄も設けた。特に1年生は端末が配布されたばかりで、十分使えないのでこのような形にした。アンケート実施前には、全員にいじめとはどういうものか説明している。

アンケート実施後は、各学校でスクリーニング会議を行い、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを含む複数の教職員でアンケート結果を確認する機会を持つ。これまでの取組の検証、児童生徒への支援方針を決定し、支援を実施していく。アンケートの実施、スクリーニング会議の開催により、児童生徒への理解が深まるとともに、早期発見及び組織対応が促進されるものと考えている。

県では12月をいじめ防止強調月間と定め、いじめ問題に関する研修会の開催、各校でアンケートの実施及び取組強化に努めてきた。昨年度は、いじめ問題に関する研修を12月6日に実施し県内国公立すべての学校の管理職が参加し、いじめの認知や改定された奈良県いじめ防止基本方針について研修した。また、文部科学省が実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（国公立対象）では、いじめの解消率が全国的に年々下がっている状況である。その傾向は本県でも同様で、令和2年度の奈良県はいじめの解消率は73.5%だった。いじめ被害に遭い不安や悩みを抱えてる子どもたちが一定数いるという認識をし、いじめがあった時には早期に関わり解消に向けていく取組をしっかりと進めていかなければならない。12月には、各学校でいじめ対策組織を開催し、これまでの取組の検証、未解消事案への対応について協議した。

奈良県独自の調査（公立・県立対象）では、県立学校は、強化月間前の11月時点のいじめの解消率は66.7%で、3月末時点では81.2%になっている。小学校は、11月では68.9%。3月では76.7%とな

っている。中学校は、11月で73.3%、3月で82.2%である。

県立学校の未解消事案については、今後も指導主事が学校から聞き取りを行い、解消に向けて全力を尽くす。また、市町村から要請がある場合も、指導主事を派遣する。県教育委員会では引き続き、いじめの積極的な認知とともに教職員はもちろん児童生徒や保護者、全ての人がいじめを正しく認識し、いじめ見逃しゼロの学校を目指しながら取組を継続していく。

【B委員】

いじめ防止強化月間は、どうして12月なのか。9月に実施し12月に解消率がどうであるか聞きたいと思った。

【教育長】

強化月間を12月にした理由の一つは、12月に県立高校で自死の問題があったからだ。いじめの解消率は、3学期にいじめが起これば100%にならない。というのは、いじめは3ヶ月間起これないことを見届けて解消したと判断するからだ。12月を強調月間にするのは、3学期にいじめをゼロにしたいという思いもある。いじめの芽もいじめとして挙げているので実際にはゼロということは難しいが、そういう意味が込められている。

【B委員】

以前、いじめ解消とする期間は3ヶ月でいいのかという議論があった。早期発見を目指すなら強化月間を年に3回実施するという方法もある。

【会長】

いじめについて子どもたちに説明する際、いじりについてはどうしているのか。

【事務局】

いじめについての説明文は、文部科学省が記載されているものを使っているのだから、いじりという言葉は入っていない。しかし、いじるといふこともいじめの芽に入る場合もあると捉えている。

【会長】

いじりからいじめが始まることが多いので、いじりについてきちんと見ていくことが大切だ。

【A委員】

BPO（放送倫理・番組向上機構）から、テレビ番組内でのいじめを助長しかねない要素に関して、もっと考えようという提言が出ている。番組制作側からすれば、そういったものを除外すると番組が面白くなってしまわないので、番組制作も難しくなっているようだ。以前、ある研修で管理職が、「学校がどんなに努力しても、メディアから人を馬鹿にする笑いが流され、私たちの努力がむなしくなる。」と言っていた。メディアの方もこの件はよく考えていただきたい。学校で、自分たちの身近ないじめだけを考えるのではなく、「そのようなテレビ番組についてどう思うか」と、子どもたちと一緒に考えることは、これからの社会を生き抜く子どもたちの未来にとっても大切だと思う。

【会長】

いじめの問題は、子どもたちの問題で子どもをどうするかと発想しがちだが、いじめの問題の根源は大人の方にもあるということを考えていかねばならないという指摘だと思う。

【会長】

それでは議題3に移る。協議に先立ち、協議結果をどのようにまとめていくのかというイメージの共有をしたい。事務局から説明する。

【事務局】〔資料4、議事（3）の参考資料に基づいて説明〕

前回、今回と協議し、そこから見えてきたものを最終的には学校現場に対して示したいと思う。取りまとめのイメージを提示する。前回の議論で、いじめの重大事態の事例検討し、未然防止、早期発見、早期対応が重要であろうという視点が見えてきた。今回の議論の成果のまとめ方としては、いじめ防止基本方針を基本とし、その項目に対応させて現場での具体的な取組を記載していきたい。取組を進めていく主体は、学校、家庭、地域や関係機関等、と分けて整理をする。さらに、それぞれに3つのポイント、未然防止、早期発見、早期対応について整理していく。

参考資料は、事前に照会した他の委員への質問事項である。回答があった分も記載している。本日の議論で回答される部分もあるかと思うが、できなければ後日、事務局から各委員に照会し回答を共有したい。

【会長】

資料の確認を行う。資料の5-1は、1回目の協議会で出た意見を踏まえて、1 未然防止、2 早期発見、3 早期対応の柱ごとに、ア学校、イ家庭、ウ地域や関係機関と3つのカテゴリーで、必要な取組について事前に照会し、それぞれの団体ごとに意見をまとめたものである。資料5-2は、資料5-1に関わるA委員からの意見である。A委員が担当している大阪教育大学教職大学院の授業課題で、大学院生が出した意見をまとめたものである。資料5-3は、D委員からの資料で気づきシートを用いた情報共有の取組についてである。

本日の議論は、まず重大事態から見えてくる6つのポイントのうち特に未然防止について議論をしたい。1点目は、弁護士会によるいじめ予防授業、2点目は奈良市の「ストップいじめ なら子どもサミット」、3点目は、アンガーマネジメント等の心理教育プログラム、4点目は、「リーダーインミー」について。

次に、重大事態に至らないために早期発見・早期対応として相談窓口を設置しているが、その周知について議論いただきたい。具体的には、あすなろダイヤル等の相談窓口の充実や周知をどうしていくのか、いじめの関係者（被害、加害児童生徒や保護者）や学校からの相談を受ける体制をどうしていくか、「こころといじめのアンケート」の内容について分析・検討の3点である。いじめ防止のためにそれぞれの機関団体で何を取り組んでいくのかということ念頭に置いて、意見をいただきたい。まず未然防止に関して、C委員より、いじめ予防授業について説明をお願いします。

【C委員】

奈良弁護士会には、子どもの権利委員会があり、各校に弁護士を派遣し、いじめの予防事業をしている。対象は、いじめが深刻化しやすい小学校5、6年生及び中学校1、2年生である。6月頃に募集をしている。昨年は、80コマ程度実施し、初回実施校は35コマ程度まで無償としている。2回目以降の実施費用は、1クラス1万円、遠方の学校は2万円となっている。内容は、事前に打ち合わせをし、要望を踏まえながらも基本的には4項目について実施している。1点目は、裁判になった具体的な事例について話をしている。2点目、いじめられる側の心情についてコップに水がたまっていくようなたとえも入れて説明している。3点目、傍観者がどのように行動することができるのかということ。4点目、個人の尊重は、憲法で保障されているという理念的な話である。要望があれば、いじめに伴う民事上・刑事上の責任という説明もするが、弁護士会としては脅すような形にならないようにしたい。

【会長】

次に、F委員、説明をお願いする。

【F委員】

奈良市の中学校では、子どもたちがいじめについて自分ごととして考える場の設定が必要だと考えている。そこで、市内の各学校の子どもたちと教員が、今、自分たちの課題は何かとミーティングを重ね、サミットで話し合うという取組をしている。事務局から説明する。

【事務局】

「ストップいじめなら 子どもサミット」は、奈良市立の全中学校の子どもたちがいじめの問題について主体的に考え、子どもたち自身でいじめを許さない学校づくりを推進することを目的として、平成28年度から開催している。令和3年度で5回目の開催となる。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とした。参加生徒らは、サミットで活動したことを全校集会で報告したり、紙面にまとめて配布、掲示したりするなど、共有を図っている。また、学校独自でサミットを実施しているところもある。また、中学校の代表生徒が、校区内の小学校に出向いて啓発に取り組んでいるという報告もある。

昨年度は、オンライン開催という新たな展開を試みた。端末で事前アンケートを取り、全市立中学生の約8割にあたる5775人からの回答をもとに、「SOSを受け取れる人になろう」をテーマとして意見交流を行った。サミットを終えて、各校の取組を30秒程度の短編動画にし、市立小学校で視聴するなど、広報・啓発活動にもつなげていくことができた。

平成29年度第2回のサミットでは、いじめで困っている仲間を助けたいとの思いから、相談窓口を広報するポスターとカードを作成しようと提案された。それ以降毎年、市立中学校の生徒からデザインを募り、ポスターとカードを作成し、全市立学校への掲示・配布を行っている。以上のように「ストップいじめなら 子どもサミット」は、子どもたちがいじめについて主体的に考えるいじめ防止に向けた取組として非常に有効であると考えている。

【B委員】

いい取組だと思う。その効果はどのように検証されてるのか知りたい。

【事務局】

いじめが、何%減ったと明確にできるものがあるのなら、私たちの取組がどのような効果があるかをはかることができる。しかし、日常的に起こってくるいじめの問題について、この取組によって解消に向かっているとは、掴みにくい。当課の別の事業を報告する。学校支援コーディネーターという校長OBを中心とした職員が、月に1回、全市立小・中・高等学校を訪問し、前月に学校で発生していたいじめ事象等について取組が適切であったか、教職員、管理職と面談をして確認している。サミットに参加した子どもたちが、学校でどのような活動をし、その取組がどうであったのか、各学校からの意見を集約し、さらに良いサミットになっていくように努めていきたい。

【B委員】

いじめに関して意欲的に取り組む子がいる一方で、取組に関心のない子どもたちからいじめが起こる可能性もある。検証は難しいと思うが、医療関係で研究を行う場合であれば、半分はサミットに参加し半分は参加しないで、両群を比較できればその効果を評価できる。

C委員に質問したい。いじめ予防授業は、小学校5、6年生と中学校1、2年生が対象だが、小学校1年生に対しても必要ではないか。

【C委員】

弁護士会の人的な問題もあり、法律や憲法について学習した学年に絞っている。理想を言えば、もっと対象を広げていきたい。

【A委員】

いじめの問題は、生徒指導案件であると同時に、深刻化した時には司法・警察案件である。いじめ防止対策推進法にも、場合によっては警察と連携すると記載されている。弁護士が来校し、いじめの話をすることは大変価値のあることだと思う。いじめは、弁護士が力になれる問題であると授業で伝えてもらえると、保護者も助かると思う。

「ストップいじめなら 子どもサミット」の効果を検証することは、対照群の設定が難しいと思う。将来的にモニタリングシステムが入れば、リアルタイムの情報で見えていくこともある程度できるかもしれない。例えば、サミット後にA校はサミットの内容を共有した、B校は保護者向けの発信をしたというように、どのような事後実践をしたかということによる違いを見ることは（対照群設定ではなく）可能だと思う。サミットに参加した子どもたちの中に、いじめに関するだけでなく、「自分たちの問題を自分たちで解決していこう」という主体性が育っていると思う。子どもたちの社会参画や意見表明について見取っていくことができれば良いと思う。

【会長】

弁護士が来校することは、子どもたちにとってインパクトがある。心理教育プログラムなどほとんどの未然防止教育は、だいたい抑止効果がある。弁護士会の取組について学校現場に周知するとともに、現実的な支援の検討が必要だと思う。次に、早期発見・早期対応について意見を伺いたい。あすなるダイヤル、「悩みならメール」等の相談窓口の周知状況について報告をお願いします。

【事務局】

例年は5月下旬から6月上旬に周知カードを配布しているが、一人一台端末が導入されたので、年度当初に県立学校、市町村立学校の児童生徒のいいネットならアカウントにチラシを添付した。また今年度は相談窓口についても、校内掲示だけでなく子どもたちが使う端末のデスクトップにショートカットを貼っている。

【会長】

「言っているのかな」と葛藤する子も多いので、SOSが出せる窓口が広がっていることはいいことだ。いじめの関係者（被害児童生徒および保護者、加害児童生徒の保護者）や学校が対応に困った時は、市町村教育委員会（以下、地教委）や県教委に相談すると思う。早急に弁護士に相談したい場合などは、どのように繋いでいくのかという窓口の問題について意見が欲しい。

【F委員】

奈良市でも、24時間対応の相談電話やメール相談を実施している。平日の17時15分までは、当課の相談員が対応し、休日夜間は委託業者の専門相談員が受けている。いじめに関わる相談は学校に戻し、いじめの様子がないかどうか見守ってもらっている。重大事態の恐れがあれば担当課、警察OB、弁護士と一緒に次の対応をどうするか明確にしていく。保護者から弁護士の依頼があれば、紹介をしている。

【会長】

重大事態に至るような事象では、保護者は、地教委に相談しても学校側に立たれるのではと不安を持つことが多い。第三者委員会設置時も「市に関わっている専門職では困る」と言う保護者もいる。第三者的

な性格を持つ窓口があるといい。

【B委員】

第三者的な窓口があればいいと思う。

【C委員】

奈良弁護士会も保護者、児童生徒からの相談を受け付ける子どもの悩みごと相談という電話窓口を設けている。奈良弁護士会に連絡をいただいたら、担当の弁護士が折り返して相談にのるという形である。私も担当しているが、比較的孩子からより保護者からの相談が多い。今は、学校からの依頼には対応していない。しかし、学校からも弁護士につなぐという形に持っていくことは、持ち帰って検討しないといけないが、比較的可能だと思う。

教員の方が直接弁護士会にアプローチするという点に関し、私のイメージは、もう少し限定的な形だ。学校に顧問のような形で関わることは難しい。しかし、例えば弁護士が高齢者・障害者に関わるケース会議に入ることもある。学校でもそのような形になると思う。

【教育長】

リンクを貼るということは、慎重に検討しなければならない。教員が弁護士に相談したい時は、地教委や県教委を通じて弁護士に相談するようしている。

【会長】

いじめの事案が、重大化する前に、両方を見ながら入っていただける弁護士に相談できるということは大変有意義だと思う。現場の先生方の守りにもなると思う。

【G委員】

法務局では、子どもが発する信号をいち早くキャッチすることができるよう、専用相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル0120-007-110)を設置し、法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じている。また、インターネットで人権相談を受け付けているほか、「子ども人権SOSミニレター」を県内の全小・中学校の児童生徒に配布している。ミニレターに悩みごとや困っていることなどを書いて送っていただくと、法務局職員や人権擁護委員がその内容を確認し、その全てに返事をしている。令和3年度は120通のミニレターが届けられた。今年度は6月20日から24日の期間内に、各小・中学校にミニレターが送付される予定となっている。

【B委員】

手紙の中に、大きな問題はなかったのか。

【G委員】

問題のある手紙もあった。児童虐待の疑われるケースで、児童虐待防止法にのっとって児童相談所に情報提供したのもあった。

【D委員】

様々な相談窓口については周知徹底をお願いしたい。子ども一人一台タブレットを持っているので、周知は難しいものではない。ただ子どもたちが、相談する気持ちになるかどうかだ。学校の先生に言いにくい、言ったら二次被害がこわいという子どもたちがいる。この相談の特権は、匿名性が高いということ。そして、学校以外の第三者であるということで相談してくる。相談を受けた方は、緊急性や事態の真実性や重大性が見極めが難しい。相談は手軽に出来るが、その後のフォローを含めて検討しないといけない。

【会長】

子どもたちは言えることなら担任に言う。言えない相談が第三者窓口に来る。その窓口と学校がどう連携していくのかということが次の現実的な課題になってくる。窓口の第三者性は担保しておく方がいい。

【A委員】

課題が3つある。1点目は周知の問題で、いかにアクセスしやすくするか相談の敷居を低くするかということ。2点目は、振り分けの問題だ。どういう時にはどこに相談するのか、より学校に近い方に相談したいのか、より第三者的なところに相談したいのか。どの相談機関の人たちはどんな人たちで、どんなふうに相談に乗ってくれるのかということが、子どもたちには、わかりづらい。相談件数が少ない場合でも、そこでしか相談できない場合は非常に貴重な。3点目は、当事者からの相談だけではなく、周囲からの相談も受けるということも周知が必要だ。どんな調査を見ても子どもたちの一番の相談先は、友だちである。その友だちが自分で抱えてしまうのか、専門家に相談できるのかでその後の状況が変わってくる。

【教育長】

子どもの相談についての第三者機関は、基本的には県教委になる。学校や地教委に直接言えない場合は、県教委に相談してもらい、秘密を守りながら対応してきた。子ども同士のいじめ関係を相談する第三者機関があるならばリンクを貼ることもすべきだと思う。

【会長】

子どもの相談の場合は、県教委でいいと思うが、かなり深刻に悩む保護者が相談したいという場合は弁護士に相談することになる。

【教育長】

保護者の相談も受けており、いじめが深刻化すると保護者から県教委に相談ということがよくある。そのことを保護者にどう周知するかということはしっかり考えていきたい。

【会長】

地教委と県教委の区別がついておられない保護者もたくさんいる。その説明も入れていただきたい。

【教育長】

学校の対応や地教委との連携が後手になった時に、深刻化している。

【会長】

窓口やリンクについては、事務局と相談し、また委員の皆様にはかかっていきたい。本日の協議はこれで終わらせていただきたい。活発な議論に感謝する。ここで、協議内容を振り返るところだが、議事録が完成したら送付するので、そこで確認して欲しい。

以上